

雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日等についてのお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、当面の間における失業認定日等については、以下のとおり取扱うこととなります。（感染の拡大等の状況を踏まえ、取扱いが変更・延長される場合もあります。）

○認定日の取扱いについて

基本手当の支給を受けるためには、原則として4週間（28日）に1回のハローワークが指定した認定日に来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを「失業認定申告書」で申告していただいています。

千葉県においては、令和3年9月30日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、10月1日以降の認定日については、**宣言明け初めての認定日までは郵送での失業認定手続き、2回目以降の認定日からは原則来所での失業認定手続きとなります。**

なお、妊娠中の方、高齢（概ね60歳以上）の方、基礎疾患をお持ちの方につきましては、10月以降も引き続き郵送での認定が可能ですので、受給中のハローワークへご相談ください。

認定日変更の取扱いも引き続き可能ですので、当初予定されていた認定日での認定を希望せず、認定日の変更を希望される場合は、次の認定日の前日までにハローワークへ来所のうえ認定を受けてください。

郵送については、所定の認定日の翌日から起算して7日以内程度に管轄のハローワークに到着するよう送付をお願いいたします。

